

令和8年度 警報発表時の児童生徒の対応等について（一部変更）

東海市教育委員会

1 「暴風警報・暴風雪警報」が東海市に発表された場合

(1) 登校前

ア 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおりの授業を実施します。

イ 午前6時30分以降に警報が解除された場合には、当日の授業は中止します。

(午前6時30分を含みます)

- 上記アの場合でも、道路の冠水や橋の破損・積雪等により通学路が危険な状況であり、登校が危険だと保護者が判断された場合は、登校を見合わせてください。その場合、学校に速やかにご連絡ください。

(2) 登校後（学校に児童生徒がいる場合）

ア 安全に帰宅できると認めた場合には、速やかに下校させます。

イ 帰宅が困難と認めた場合は、安全が確保されるまで校内の安全な場所に待機させます。

- 台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、今後、暴風警報・暴風雪警報発表の可能性が高い場合は授業を中止し、速やかに下校させることがあります。

- 東海市と表記してありますが、愛知県全域又は愛知県西部・知多全域という表現で発表されることもあります。（以下同じ）

2 「特別警報」「危険警報」が東海市に発表された場合

(1) 登校前

ア 登校させないでください。

イ 特別警報解除後も安全に登校させようと判断し、学校から連絡があるまでは登校させないでください。

(2) 登校後（学校に児童生徒がいる場合）

ア すぐに授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。

イ 校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。

3 「暴風警報・暴風雪警報」「特別警報」「危険警報」が発表されていないが、大雨等異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合

注意報や警報等の気象情報を把握するとともに気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、臨時休業や授業を中止することがあります。

4 「レベル3警報」「レベル2注意報」が東海市に発表された場合

（「レベル3警報」「レベル2注意報」のみの発表では、休校になりません。）

(1) 登校前

道路の冠水や橋の破損・積雪等により通学路が危険な状況であり、登校が危険だと保護者が判断された場合は、登校を見合わせてください。その場合、学校に速やかにご連絡ください。その後、安全が確認されたら登校させてください。

(2) 登校後（学校に児童生徒がいる場合）

- ア 今後の気象状況や通学路等の状況から判断し、授業を中止して速やかに下校させることがあります。
- イ 下校が危険だと判断した場合や、今後速やかに回復に向かうと判断した場合は、校内の安全な場所に待機させます。

5 「大津波警報」「津波警報」が伊勢・三河湾区域に発表された場合

- (1) 登校前、(2) 登校後（学校に児童生徒がいる場合）、(3) 登下校中について、学校ごとに対応が異なります。

富木島中学校の対応

(1) 登校前

- ・自宅待機とし、学校から連絡があるまでの間、臨時休業とします。

(2) 登校後（学校に生徒がいる場合）

- ・すべての教育活動を打ち切り、すぐに授業を中止します。
- ・災害や通学路の状況等に係る情報収集をした上で、生徒の生命及び安全を確保する最善の対応を迅速に行います。
- ・安全に帰宅できると判断した場合は、方面別の一斉下校で帰宅させます。
- ・校内に留め置いた場合は、大津波警報、津波警報解除後も災害や通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。
- ・翌日以降は、学校から連絡のあるまでの間、臨時休業とします。

(3) 登下校中について

- ・情報を得た段階で、生徒各自で安全に帰宅できると判断した場合には、速やかに帰宅します。帰宅するよりも登校した方が安全だと判断した場合は、安全だと判断されるまで学校で待機をします。
- ・登校した場合は、大津波警報、津波警報解除後も災害や通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。

6 暴風（暴風雪）時における学校給食の取り扱い

- (1) 台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、「暴風警報・暴風雪警報」発表の可能性が高い場合は、2日前及び前日の正午ごろに給食の中止を決定し、児童生徒を通じてその旨を家庭に連絡します。したがって、当日の給食はありませんので、授業を行うことが可能となった時は必要に応じて弁当等を持参させてください。

(2) 前記で給食中止の決定をしない場合

- ア その後、「暴風警報・暴風雪警報」が発表等され、当日の午前6時30分までに解除されない場合は、給食は実施しません。
- イ その後、「暴風警報・暴風雪警報」が発表等されたものの、当日の午前6時30分までに解除され、平常どおりに授業を行う場合については給食を実施します。

7 その他

警報発表の有無にかかわらず、学校が安全管理上閉鎖になった場合は、放課後児童クラブは実施されません。（小学校）

高齢者等避難指示について

令和7年度まで「東海市のいずれかの地区に高齢者等避難指示が発令された場合」について、市内一斉に休校や校内待機、下校等の対応としてまいりましたが、避難指示が発令が局地的に発出されるようになることから、今年度より、この対応を変更させていただきました。

今後は、教育委員会と学校が、該当学校の休校等の協議をしていく方針としましたが、登校の安全が確認されるまでは、保護者の判断で、自宅待機をしていただく等の対応をお願いします。

○東海市のいずれかの地区に高齢者等避難指示が発令された場合

	<令和7年度まで>	<令和8年度から>
登校前	市内一斉休校等	校区内の地区に発令した場合、該当校のみ休校等の対応
登校後	速やかに下校、または、校内待機	校区内の地区に発令した場合、該当校のみ、安全を第一優先とした対応

※詳しくは、【別紙参考資料】を参照してください。

【参考資料】

「高齢者等避難指示」等の発令により、休校、または、短縮授業等にする場合

校区の地区に発令
「高齢者等避難指示」
※東海市災害対策本部

その他やむを得ず通常の授業が困難な状況を学校が把握した場合

学校と学校教育課で協議
＜登校前＞
・ 7：00までに解除＝通常授業
・ 7：00以降（7：00を含む）に解除＝休校
＜登校後＞
・ 下校（保護者引き渡し）、または、校内待機

学校

- ・ eメッセージ等で保護者に通知
- ・ 必要に応じて安全確認等

学校教育課

- ・ 給食センターに連絡
- ・ 社会教育課に連絡（児童クラブ）
- ・ 関係する保育園に連絡

種類		登校前	登校後	
気象台が発表	特別警報	暴風・大雪・ 暴風雪・波浪	自宅待機もしくは避難行動 （直ちに命を守る最善行動）	校内待機 校外の避難所への移動 保護者引き渡し等
	警報	暴風・暴風雪	自宅待機 ・午前6時30分までに解除 →平常授業 ・6時30分以降に解除 ※6時30分を含む →休業（授業中止）	下校または校内待機 保護者へ引き渡し等
		大雪・波浪	平常登校	平常授業
		大津波・津波	学校ごとに対応が異なります。	
	注意報	大雪・強風・ その他	平常登校	平常授業
	レベル5 特別警報	大雨・氾濫・ 土砂災害・高潮	自宅待機 （直ちに命を守る最善の行動）	校内待機 校内の高い場所または崖 から離れた場所に移動
	レベル4 危険警報		自宅待機	校内待機 校外の避難所へ移動 保護者へ引き渡し等
	レベル3 警報		平常授業	平常授業
	レベル2 注意報		平常授業	平常授業
	東海市が発令	学校が所在する地区	高齢者等避難	学校ごとに対応が異なります。

※登校に関しては、ご家庭の判断で、安全が確認できるまでは、自宅で待機する等の対応をお願いします。その際は、学校にその旨を連絡してください。

※平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定することがあります。

※児童生徒の居住する地域の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、該当児童生徒を自宅待機とすることがあります。

※保護者へ引き渡し等は、保護者が安全に児童生徒を迎えに来られると判断される場合とします。